

■枚方市都市公園運動施設の優先使用を認める事業とその利用料金の減額に関する運用規定

運用開始日：令和5年4月1日（令和6年4月1日改定）

優先順位	事業内容	減額割合
1	市・教育委員会が主催・共催する事業 ※共催事業の場合、市・教育委員会が運営に関して <u>主たる役割を担っている事業に限る</u>	十割
2	市・教育委員会が後援する事業 ※市・教育委員会が運営に関して <u>主たる役割を担っていない共催事業を含む</u>	なし
3	指定管理者が実施する事業 ①公園の利用促進を目的に指定管理業務として行う事業 ②自主事業（収益事業）	②① なし十割
4	その他、市が必要と認める事業	なし
5	大阪中学校体育連盟に加盟する各種競技団体が実施する大会のうち、枚方地区における予選大会等の事業	なし
6	下記①～③の条件を全て満たし枚方市民を対象として実施される各種大会等 ①枚方市民（在住・在職・在学）を対象に活動する団体が主催する事業 ②参加者の大半（9割）が枚方市民（在住・在職・在学）である事業 ③市広報等にて募集（短信コーナー不可）し、事前に参加者を把握できる事業	なし
7	大阪高等学校体育連盟及び大阪高等学校野球連盟が実施する事業※ <sup>1</sup>	なし
8	その他全国規模で実施される大会等※ <sup>1</sup>	※ 2
9	上記1～8に該当しない、非営利のスポーツ団体等が実施する事業※ <sup>1</sup>	なし

※1 東部公園野球場のみ優先的使用を認めるものとする

※2 減免割合は、市が大会ごとに個別に判断するものとする

<備考>

優先使用枠の上限※を超える申込みがあった場合や希望枠が重複した場合の優先順位は上表のとおりとする。

対象施設は、王仁公園運動広場、王仁公園テニスコート、中の池公園運動広場、香里ヶ丘中央公園運動広場及びひらかた東部スタジアム（東部公園野球場）とする。

【※優先使用枠の上限】

各月（12月29日から1月3日までを除く）において、土日祝の合計予約枠（夜間照明設備の使用が必要な時間枠を除く）のうち20%（東部公園野球場は30%）、かつ日曜日の予約枠のうち50%を目安に優先使用を認めることができる。

【申込みの上限】

土日祝に限り、1事業当たり、1施設において原則1ヶ月に2日まで申込みできるものとする。